

市が策定する「意見をお寄せください」計画等に対する

いずれも、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いません。結果は市ホームページ等で公表します。

◆市有施設の木造化・木質化等に関する方針(案)について

市では、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、市有施設の木造化・木質化等に関する方針を策定しています。このたび、方針案をまとめましたので、ご意見を募集します。

〈応募方法〉

1月10日(火)～2月8日(水)(必着)に、意見用紙を

食品衛生監視指導計画を毎年度策定しています。このたび、平成29年度の計画案をまとめましたので、ご意見を募集します。

〈応募方法〉

1月10日(火)～2月10日(金)(必着)に、ご意見シートを生活衛生課に直接お持ちいただくか、情報公開センター(本庁舎2階)・保健センター(東大沢1の12の1)に設置するご意見箱へ提出(郵送・ファクス・メールも可)。

◆平成29年度越谷市食品衛生監視指導計画(案)について

市では、食品衛生法に基づき

今月の市民課の休日窓口は1月15日(日)です

333、FAX 0973-75336、E 10075300@city.koshigaya.saitama.jp

◆東越谷六丁目～十丁目、大字増林字城ノ上の各一部の町の区域(案)について

市では、東越谷六丁目～十丁目、大字増林字城ノ上の各一部で東越谷土地区画整理事業を施行しています。

〈応募方法〉

1月16日(月)～2月16日(水)(必着)に、意見用紙を市街地整備課(本庁舎3階)に直接お持ちいただくか、情報公開センター(本庁舎2階)・各地区センターに設置するご意見箱へ提出(郵送・ファクス・メールも可)。



中学生による、中学生のための スマホ・ケータイのルール 「越谷市立中学校 スマホ・ケータイを幸せに 使うための『共有ルール』 を制定しました

共有ルールの内容

前文

私たち越谷市立中学校に通う中学生は、便利な機器であるスマートフォンや携帯電話、それに関わるアプリなどを正しく利用し、幸せになれるように、私たちの総意で以下の点を心得(たしなみ・守るべき事柄)とし、お互いに守っていきます。

そして、これからますます広がるであろう情報社会で上手な使い手になれるように努力します。

7つの共有ルール

- その1 使用する場合は、時と場所を考えます。
- その2 電話、メール、SNSなどの使用時間帯は、常識的な時間として考え、基本的には、朝7時以前、夜10時以降は控えます。
- その3 メールやSNSの返信が遅くても怒らないようにします。
- その4 メールやSNSでの無責任な書き込みで、人を傷付けたり、嫌な思いをさせないようにします。送信する前には、本当に送信して大丈夫かどうか、必ずもう一度読み返して確認します。
- その5 自分のものはもちろん自分以外の人の個人情報を守ります。
- その6 面識のない人とは会いません。
- その7 ながらスマホはしません。

私たちは、以上のことを守るとともに、人との関わりをメールやSNSなどの画面越しのつながりだけに頼ることなく、顔と顔を合わせた直接の会話を大切に考えていきます。

制定年月日 平成28年12月22日

越谷市立中学校15校
越谷市中学生スマホ・ケータイ
共有ルール作成実行委員会
(越谷市立中学校生徒会連合会)

平成28年12月22日に、市内中学校の生徒による「スマホ・ケータイ『共有ルール』」を制定しました。これは市内の中学生が自分たちで考え、自分たちで決めるということを重視し、生徒たちの主体的な活動により作成されたルールです。

NSによる友人とのトラブルをなくし、中学生みんなが幸せになる使い方ができるようにするために、どんなことを共有するかを考えることから始めました。

共有ルールは、すべての中学校の校長へその意義が伝えられ、各校で生徒会本部役員から全生徒へ報告されました。

東越谷六丁目～十丁目、大字増林字城ノ上の各一部の町の区域(案)に関する説明会を行います

① 2月9日(木)、午後7時から
② 2月10日(金)、午後2時から

場 増林地区センター学習室
B・C 四土地区画整理事業の進捗に伴う東越谷六丁目～十丁目、大字増林字城ノ上の各一部の町の区域の変更について概要説明を行います(①②ともに同じ内容) 四土記の区域の居住者・地権者・事業者 四土街地整備課 ☎9633-92361

4月から 市民課休日窓口の 開設日を 毎月第1日曜日に 変更します

現在の毎月第3日曜日の市民課休日窓口では、マイナンバーカードの住所変更の手続きができないなどご不便をおかけする場合があります。

そのため、4月から市民課休日窓口の開設日を毎月第1日曜日に変更します。

*取り扱い時間や業務については変更ありません
*イベント等で庁舎が使用できないなどにより日程が変更となる場合は、広報こしがやお知らせ版や市ホームページでお知らせします
四土市民課 ☎9633-9126

12月議会が開かれました

12月定例会が12月1日～20日に市役所議場で開かれ、市長提出27議案、議員提出1議案のうち27議案が原案どおり可決されました。

教育委員会委員に 住田俊氏

越谷市教育委員会委員住田俊氏の任期満了に伴う後任委員に、再び住田氏を任命することが同意されました。

監督委員に 竹岡善幸氏

越谷市監督委員竹岡善幸氏の任期満了に伴う後任委員に、再び竹岡氏を選任することが同意されました。

縦覧

◆産業廃棄物処理施設設置等事業計画

〈期間〉 1月6日(金)～2月6日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前9時～午後4時30分

〈縦覧場所〉 産業廃棄物指導課(第三庁舎4階)、新方地区センター、増林地区センター

〈内容〉 がれき類の破碎に係る「産業廃棄物処理施設

置等事業計画書」および「生活環境保全対策書」。事業計画地は大字増林地内

〈対象〉 事業計画地から200m以内の関係住民等

〈提出方法〉 2月20日(月)まで(消印有効)に、意見書を縦覧場所に直接お持ちいただくか、産業廃棄物指導課へ郵送。意見書は縦覧場所へ配布するほか、市ホームページから印刷できます
四土市民課 ☎9633-9126